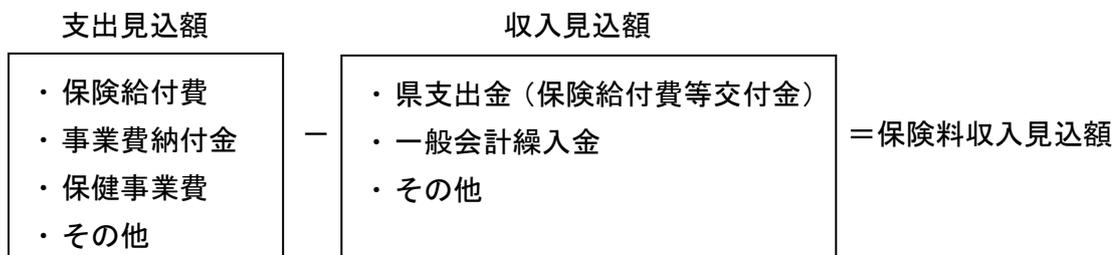


### 3 令和4年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）

#### (1) 令和4年度国民健康保険料率

国民健康保険事業は、独立採算の特別会計による運営が義務付けられており、運営に要する費用のうち、保険給付費等の支出見込額から収入見込額を差し引いた不足分が、受益者である被保険者の保険料で賄われることとされている。



令和4年度の保険料率は、令和3年度と同率にすることで、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込額は減少するが、基金の繰入により、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができる。

なお、今後も被保険者数の減少が見込まれることや、一人当たりの療養給付費が増加していることから、令和5年度以降についても、引き続き適正な保険料率の検討を行う。

#### (2) 令和4年度賦課限度額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦課額	介護納付金賦課額	計
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
<b>令和4年度</b>	<b>65万円</b>	<b>20万円</b>	<b>変更なし</b>	<b>102万円</b>